

令和 6 年 1 2 月 2 0 日  
(一財) 電気技術者試験センター

## 電気工事士試験（第一種、第二種）における学科試験免除対象試験の拡大について (令和 6 年度上期学科試験合格者から適用)

本日、電気工事士法施行令の一部が改正されることが閣議決定され、電気工事士試験（第一種、第二種）において学科試験が免除される試験の範囲が拡大されることとなりました。

電気工事士試験は第一種、第二種とも、学科試験（C B T 方式及び筆記方式）と、実技による技能試験との 2 段階で行われ、従来、学科試験に合格された方は、申請により、次回開催される同一の試験の学科試験を免除の上、技能試験を受験することができる制度になっていました。

今回の施行令改正により、令和 7 年から、学科試験が免除される試験の範囲が「次回」に加え、「次々回」に開催される同一の試験まで拡大されることになりました。

※ 電気工事士については電気工事士の資格概要、各試験の詳細については、第一種電気工事士の試験概要及び第二種電気工事士の試験概要をご確認ください。

また、令和 6 年度上期学科試験に合格された方も、申請により、次々回の試験に該当する令和 7 年度上期学科試験を免除の上、技能試験を受験することができます。

令和 6 年度下期学科試験に合格された方については、申請により、次回の試験に該当する令和 7 年度上期学科試験に加えて、次々回の試験に該当する令和 7 年度下期学科試験も免除の上、技能試験を受験することができます。

なお、令和 7 年度上期学科試験の免除を申請することができる方（令和 6 年度上期学科試験合格者）には、当センターから別途ご連絡をさせて頂きます。

令和 6 年度試験		令和 7 年度試験	
上期 学科 試験	下期 学科 試験	上期 学科 試験	下期 学科 試験
合 格	免 除(次回)	免 除(次々回)	-
	合 格	免 除(次回)	免 除(次々回)

問合せ先：  
電気技術者試験センター 受験総合支援センター  
TEL：03-3552-7691(平日 9 時～17 時 15 分)